

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年8月1日

支出負担行為担当官
沖縄刑務所長 安部



1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

平成26年度沖縄刑務所収容棟(1棟)給水配管等修繕工事

(2) 工事種目

水道, 下水道, 消火配管

(3) 工事内容

既存給水, 配水及び消火配管の撤去, 新規配管及び付帯工事
その他詳細は入札説明書添付の仕様書, 図面による。

(4) 工事場所

沖縄刑務所 沖縄県南城市知念字具志堅330番地

(5) 工期

平成27年2月20日まで

(6) その他

本工事は, 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき, 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお, 未成年者, 被保佐人又は被補助人であつて, 契約締結のために必要な同意を得ている者は, 予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 平成25・26年度の法務省一般競争(指名競争)参加資格に係る資格決定通知書にて, 業種区分で, 「管工事」の「C」ランク, 総合数値「850未満」の資格を有し, 一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始

の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (3) 会社更生法に基づく厚生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く）（入札説明書参照）
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準じるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。「WTO対象工事以外の場合のみ」
- (8) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札手続等

(1) 連絡先

〒901-1514 沖縄県南城市知念字具志堅330番地
沖縄刑務所総務部用度課
電話 098-948-1096 (内線 210)

(2) 入札説明書の入手期間及び入手方法

ア 入手期間

平成26年8月1日～平成26年9月17日までの間にて、(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))を除く、午前9時から午後5時まで

イ 入手方法

上記(1)にて交付する。平成25・26年度の法務省一般競争(指名競争)参加資格に係る資格決定通知書の写しを持参すること。

(3) 入札参加申請書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間

平成26年8月1日から同月15日まで

イ 提出場所

上記3の(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期限内に必着すること。)

エ 上記アの期限までに申請書等を提出していない者は当該入札には参加できない。

(4) 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日 時 平成26年9月18日(木) 午前11時00分

イ 場 所 沖縄県南城市知念字具志堅330番地
沖縄刑務所庁舎2階会議室

ウ 提出方法 持参すること(郵送は認めない)

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付(保管金の取扱店 日本銀行那覇支店)。ただし、利付国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付については、契約金額の100分の10以上とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

- (8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ。

- (10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。